

平成 23 年 4 月 1 日
消 費 者 庁

お手持ちの商品券の御確認を！

昨年末より、全国の消費生活センターでは「どの商品券が利用できなくなるのか」「どこに連絡すれば払い戻してもらえるのか」といった内容の相談が急増しています。昨年 4 月 1 日から施行された資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）により、商品券の発行者は、商品券の利用を終了した場合には、その商品券をお持ちの方に対して、60 日以上のお払い戻し申出期間を設けた上で額面どおりお払い戻しを行うことが義務付けられました。

一般に、商品券の利用を終了した場合は、商品券をお持ちの方にお払い戻し手続が行われます。利用終了日を過ぎると券面記載の有効期限内であっても商品券を利用することはできなくなりますが、お払い戻し申出期間中に申出を行えば、資金決済法に基づくお払い戻しを受けることができ、発行者には額面どおりお払い戻しを行う義務があります。

また、お払い戻し申出期間を過ぎてしまった場合、一部には「商品券は紙くず同様になる」かのような報道も見られますが、商品券をお持ちの方が、お払い戻し申出期間内に申出ができなかった場合でも、期間後、発行者に対して債務の弁済を請求することは可能です。万一お手持ちの商品券のお払い戻し申出期間が終了してしまっていたとしても、直ちに廃棄したりせず、必ず発行者にその取扱いをお問い合わせください。この場合は、当事者間で個別に交渉を行うこととなります。なお、会社が清算されてしまうなどの事情により商品券の額面どおりの支払いを受けられなくなることもありますので御注意ください。

まずはお手持ちの商品券について、券面に記載されている有効期限内であったとしても、商品券の利用が終了され、お払い戻し手続がされていないかどうか御確認ください。商品券のお払い戻し手続を実施中・実施予定の発行者等は、下記に記載した金融庁のホームページで確認できます。消費者庁と国民生活センターのホームページからも同じ情報を見ることができます。

《ポイント》

- 発行者は、商品券の利用を終了した場合には、額面どおりの払戻しを行うことが義務付けられております。
- 商品券の払戻し申出期間が終了しても、債務の弁済を請求することは可能です。直ちに廃棄したりせず、必ず発行者にその取扱いをお問い合わせください。
- お手持ちの商品券について、券面に記載されている有効期限内であったとしても、商品券の利用が終了され払戻し手続きがされていないかどうか御確認ください。

(参考)

- 国民生活センター「使えなくなる商品券やギフト券などのご確認を！」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110128_1.html
- 金融庁「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」
<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>
- 消費者庁 ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>
- 国民生活センター「商品券・プリペイドカード・電子マネー等」
<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui/syouthinken.html>

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

大森、河野

電話：03-3507-9186